

議案第 6 号

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 27 日提出

加西市長 西 村 和 平

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間、休暇等）

第2条 教育長の勤務時間、休暇等については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年加西市条例第4号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

（職務に専念する義務の免除）

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和42年加西市条例第44号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定によりなお従前の例により在職するものとされた教育長については、この条例の規定は適用しない。

(審議資料)

新教育長について、その職責から勤務時間中の職務専念義務が課されたため、勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例を定めようとするもの。